

## 北九州 PCB 廃棄物処理事業及び国全体の PCB 廃棄物処理事業の中間総括について

令和元年 7 月  
環境省

## はじめに

ポリ塩化ビフェニル (PCB) は、昭和 43 年に米ぬか油への混入による食中毒「カネミ油症事件」が西日本を中心に広域で発生したことにより、その毒性が社会問題化し、昭和 47 年に行政指導により、PCB 使用製品の製造中止、回収等が指示された。それ以降の約 30 年間、民間主導で処理施設の立地が試みられたが全て失敗し、PCB 使用製品のうち廃棄物となったものが、事業者により長期にわたって保管されてきた。国内使用量は累計約 5.4 万トンとされている。

PCB 廃棄物の処理が停滞し、保管が長期化する間に、約 39 万台とされる PCB 使用高圧変圧器・コンデンサーのうち、約 1.1 万台が紛失したことが、平成 10 年の厚生省の調査により判明しており、紛失や漏洩等による環境汚染が懸念される状況となっていた。

このため、平成 13 年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成 13 年法律第 65 号。以下、「PCB 特別措置法」という。) の成立を受けて、環境省が主導し、北九州市をはじめとする全国 5 か所に、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) の処理施設を、施設立地地域のご理解、ご協力の下、順次設置した。北九州 PCB 処理事業所は、平成 16 年に全国で初めて処理を開始した。

当初の処理期限は平成 28 年 7 月としていたが、全国 5 か所の事業所で発生した追加的な作業員の安全対策や処理工程における技術的な改善対策等、処理開始後に明らかとなった課題に対応した結果、処理の進捗に遅れが生じ、期限までの処理が困難となった。

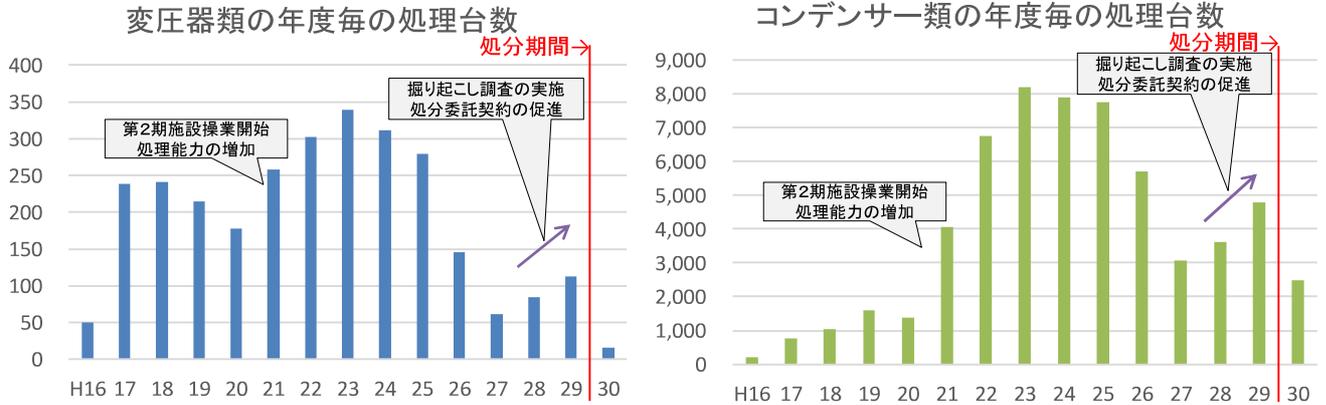
こうした状況を受けて、環境省は、平成 25 年 10 月に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更による処理対象物の追加及び処理期限の延長を、北九州市を始めとする施設立地自治体に要請した。北九州市からは、市民や市議会の意見を踏まえ、平成 26 年 4 月にこれを受け入れる際の条件として、「1. 処理の安全性確保」、「2. 期間内での確実な処理」、「3. 地域の理解」、「4. 取組の確実性の担保」を 4 つの柱とする 27 項目が提示され、環境省はこれを承諾した。

この中間総括は、その際の条件の一つとして、国全体及び北九州 PCB 処理事業について、平成 30 年度を目途に中間総括を行い、報告することとされたことを踏まえ、とりまとめたものである。

# I 北九州 PCB 廃棄物処理事業について

## 1. JESCO 北九州 PCB 処理事業所の操業状況

北九州事業地域の変圧器・コンデンサー等は、平成 16 年の操業開始から平成 31 年 3 月までの 15 年間で、約 12,000 事業者の変圧器類を約 3,000 台、コンデンサー類を約 59,000 台の計約 62,000 台を処理し、平成 31 年 3 月に計画通り処理を完了した。



変圧器類については、北九州事業地域の 2,703 台及び豊田事業地域の 98 台(車載変圧器)の計 2,801 台の処理を完了した。

コンデンサー類については、北九州事業地域の 52,025 台及び東京事業地域の 6,925 台の計 58,950 台の処理を完了した。

安定器及び汚染物等については、令和元年 6 月までに、北九州事業地域の 3,193 トン、大阪事業地域の 1,151 トン及び豊田事業地域の 1,179 トンの計 5,523 トンを処理した。

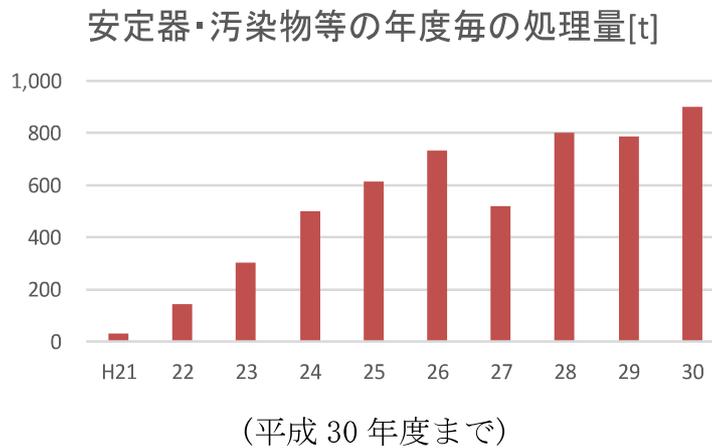


表 I-1 平成 16 年度から令和元年 6 月末までの処理状況  
(試運転物を除く。)

		北九州事業地域	東京事業地域	豊田事業地域 (変圧器=車載)	大阪事業地域
変圧器類	処理台数①	2,703 台	—	98 台	—
	登録台数② (処理対象台数)	2,703 台	—	98 台	—
	処理率 ①/②	100%	—	100%	—
コンデンサー類	処理台数①	52,025 台	6,925 台	—	—
	登録台数② (処理対象台数)	52,025 台	6,925 台	—	—
	処理率 ①/②	100%	100%	—	—
安定器及び汚染物等	処理重量①	3,193t	—	1,179t	1,151t
	登録重量② (処理対象重量)	3,280t	—	2,549t	3,246t
	処理率 ①/②	97.3%	—	46.3%	35.5%

(注) 処理対象台数②及び処理対象重量②(缶重量を含む)については、令和元年 6 月末現在の JESCO 登録台数及び登録重量の数値。

表 I-2 平成 16 年度から令和元年 6 月末までの受入状況

	P C B 廃棄物の種類及び数量											
	変圧器 (台)			コンデンサー (台)			廃 P C B 等 (缶)	保管容 器等 (缶)	安定器及び汚染物等 (kg)			
	全体	北九州 事業地 域	豊田事 業地域 (車載)	全体	北九州 事業地 域	東京 事業地 域	北九州 事業地 域	北九州 事業地 域	全体	北九州事業地 域	豊田事業地域	大阪事業地域
平成16年度	58	58	—	62	62	—	0	1	—	—	—	—
平成17年度	247	247	—	857	857	—	78	1	—	—	—	—
平成18年度	234	234	—	1,011	1,011	—	20	2	—	—	—	—
平成19年度	208	208	—	1,687	1,687	—	12	11	—	—	—	—
平成20年度	152	152	—	913	913	—	3	3	—	—	—	—
平成21年度	263	263	—	4,786	4,786	—	25	53	15,190	15,190	—	—
平成22年度	319	319	—	7,541	7,541	—	35	110	174,009	174,009	—	—
平成23年度	353	353	—	8,062	8,062	—	60	187	291,645	291,645	—	—
平成24年度	282	282	—	7,368	7,368	—	170	289	507,831	507,831	—	—
平成25年度	286	286	—	7,274	7,274	—	192	380	623,977	623,977	—	—
平成26年度	143	143	—	6,139	6,139	—	98	625	768,135	768,135	—	—
平成27年度	49	35	14	2,700	554	2,146	58	109	505,107	282,944	107,167	114,996
平成28年度	103	63	40	3,543	1,677	1,866	81	139	853,482	200,287	367,312	285,883
平成29年度	94	50	44	5,061	2,761	2,300	150	202	755,147	158,649	312,163	284,335
平成30年度	10	10	0	1,946	1,333	613	77	308	909,282	152,542	342,119	414,621
令和元年度 (6月まで)	—	—	—	—	—	—	—	—	247,887	45,248	79,926	122,713
合 計	2,801	2,703	98	58,950	52,025	6,925	1,059	2,420	5,651,692	3,220,457	1,208,687	1,222,548
試運転物	22	22	0	453	453	0	41	0	39,100	39,100	0	0

(注) ・試運転期間中の数量は最下段に記載の通り。  
 ・安定器及び汚染物等の重量には缶重量を含む。  
 ・廃 P C B 等とは、ドラム缶、ペール缶等の容器及びその中に入っている廃 P C B をいう。

表 I-3 平成16年度から令和元年6月末までの処理状況

	PCB廃棄物の種類及び数量						(参考) 純PCB 処理量 (kg)
	変圧器 (台)		コンデン サー(台)	廃PCB等 (缶)	保管容器等 (缶)	安定器及び 汚染物等 (kg)	
	大型 (車載型含む)	中・小型					
平成16年度	2	28	62	0	1	—	9,250
平成17年度	51	187	755	62	1	—	55,754
平成18年度	56	185	994	36	2	—	67,737
平成19年度	59	155	1,595	11	11	—	78,553
平成20年度	47	129	1,124	3	3	—	67,615
平成21年度	65	185	4,053	25	50	10,341	150,955
平成22年度	101	202	6,769	31	85	144,276	249,323
平成23年度	116	223	8,196	56	192	283,343	293,566
平成24年度	106	206	7,887	159	266	497,725	292,342
平成25年度	73	206	7,750	189	393	613,181	297,744
平成26年度	54	92	5,698	106	600	729,606	228,766
平成27年度	41	21	3,077	69	159	517,656	140,272
平成28年度	71	13	3,612	77	111	803,387	156,110
平成29年度	80	32	4,799	127	183	787,957	178,550
平成30年度	7	8	2,579	108	363	899,029	67,534
令和元年度 (6月まで)	—	—	—	—	—	236,762	13,003
合計	929	1,872	58,950	1,059	2,420	5,523,263	2,347,074

(注) ・ 試運転期間中の数量を含まない。

・ 安定器及び汚染物等の重量には缶重量を含む。

・ 廃PCB等とは、ドラム缶、ペール缶等の容器及びその中に入っている廃PCBをいう。

## 2. 事業の安全性の確保

環境省では、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成 15 年法律第 44 号。以下、「JESCO 法」という。）の規定に基づき、JESCO への年 2 回程度の立入検査の実施、JESCO の環境安全監査室及び内部統制監査チームの年間活動報告等の報告の徴収をはじめ、JESCO の安全対策が実効性のあるものとなるよう、JESCO への指導・監督を行うとともに、JESCO の処理施設の点検、補修、更新等に必要な予算措置を講じている。

### （1）施設における安全対策

#### ①処理施設の保全

JESCO の処理施設は安全設計として多重の防護構造を取り入れているが、安全操作のためには、長期的に施設の健全性を確保・維持していく必要がある。このため、JESCO では、各設備の稼働状態の把握、異常の早期発見を目的とした日常点検、設備の故障やそれに伴う事故の防止、緊急停止機能の維持等を目的とした定期点検を実施するとともに、長期安全計画を作成して計画的に各種保全を行っている。また、この長期安全計画は、各点検の結果や最新の経年劣化予測に基づき見直しを行っている。

#### ②トラブル防止策

JESCO では、①の処理施設の保全、作業従事者等への安全教育、ヒヤリハット活動、発生トラブル情報の各事業所間の水平展開等を通して、トラブルの未然防止に取り組んでいる。

北九州 PCB 処理事業所では、PCB が施設外に漏洩するトラブルは発生していないが、操業の中でトラブルが発生した際には原因調査を行うとともに再発防止策を講じている。特に、平成 27 年 10 月に第 2 期施設の排気中ベンゼン濃度が北九州市との協定値を超過した事案の後には、事業所におけるリスクアセスメント推進活動やモニタリング、本社におけるトラブル情報の水平展開、各種の教育・研修等といったトラブル未然防止対策を総合的に強化し、近年は、継続してこれらを確実に実施することで、トラブルの発生件数は減少しており、JESCO の 5 箇所の PCB 処理事業所で最も低い水準となっている。

#### ③防災対策

処理施設の健全性の確保以外の取組として、JESCO において、消防法及び石油コンビナート等災害防止法に基づき定めた消防計画等に基づき、計画的に防災訓練を行うなど、防火・防災を徹底している。

### （2）環境モニタリングの状況

JESCO において、北九州市との協定に基づくモニタリング計画を作成し、北九州 PCB 処理事業所の周辺環境及び排出源のモニタリングを実施している。

これらのモニタリングは、北九州 PCB 処理事業所が操業を開始した平成 16 年度（一部周辺環境モニタリングはそれ以前）から継続して実施しており、基準値等への適合状況だけでなく、経年的な変化の傾向等にも注意している。排出源モニタリングの測定値については、排出源や測定項目毎に、操業状況等による変動やトラブルの発生による一時的な変

化があったが、上昇又はその傾向が見られた場合には、原因の調査や対策を都度講じて対処している。また、周辺環境モニタリングの測定値については、操業以降、各項目とも総じて横ばいの傾向になっており、環境基準等に適合した状況が維持されている。

#### ①周辺環境

大気質について、敷地境界における年4回を基本としたモニタリングを継続して行っており、これまで、PCB、ダイオキシン類、ベンゼンの全ての項目で環境基準等に適合している。

水質、地下水、土壌、底質、生物について、雨水排水管の洞海湾出口付近などでそれぞれ1カ所、年2回又は年1回のモニタリングを継続しており、これまで、PCB、ダイオキシン類ともに環境基準等に適合している。

#### ②排出源

排気のモニタリングは、平成30年度には、PCB、ダイオキシン類、ベンゼン、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじん、水銀について行っており、これら全ての項目で協定値等に適合している。

これらの項目の測定は、項目や測定場所に応じて年4回又は2回を基本として継続しているが、第1期施設における処理開始以降に行われた第2期施設の建設と処理開始、北九州PCB処理事業所に適用される環境法令の見直し等を受けて累次の拡充を行っている。特に、平成27年10月に判明した第2期施設の排気中ベンゼン濃度の協定値超過事案を受けて、従来は年2回行っていたベンゼンのモニタリングを強化し、平成28年度以降は年4回のモニタリングを継続して実施している。

排水中のPCB及び雨水中のPCB、ダイオキシン類並びに悪臭、騒音については、年2回又は1回のモニタリングを継続しており、それぞれ基準に適合している。

### 3. 北九州市の受入条件の履行状況

平成 25 年 10 月に環境省が「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」の変更による処理対象物の追加及び処理期限の延長を北九州市に要請し、平成 26 年 4 月に北九州市がこれを受け入れる際に提示した 27 の条件について、履行状況を以下に記す。

#### 1. 処理の安全性確保

受 入 条 件	履 行 状 況
<p>(1) 従来からのフェイルセーフ、セーフティネットの考えに基づく安全対策の強化はもとより、適切な予算、人員を確保した上で施設の健全性確保、輸送時の安全対策及び災害対策を徹底するなど、処理の安全性確保に万全を期すこと。</p>	<p>○ 環境省として、JESCO 法の規定に基づき、JESCO への年 2 回程度の立入検査の実施、JESCO の環境安全監査室及び内部統制監査チームの年間活動報告等の報告の徴収をはじめ、JESCO の安全対策が実効性のあるものとなるよう、JESCO への指導・監督を強化するとともに、必要な予算措置を講じ、北九州市と一体となって、以下のとおり取り組んでいます。</p>
<p>① 全事業所単位で、過去の全トラブル及び改善対策内容を再評価し、他事業所への水平展開、管理監督体制の強化を含め、安全操業のための運用の徹底を図ること。</p>	<p>○ 環境省において、JESCO に対し、トラブルの未然防止に努め、発生したトラブルは原因究明を行い、対策を他事業所に確実に水平展開するよう指導・監督しています。</p> <p>○ JESCO において、北九州 PCB 処理事業所（以下「北九州事業所」という。）で発生したトラブルについて、再発防止策を検討し、対応を実施しています。特に、平成 27 年 10 月に第 2 期施設の排気中ベンゼン濃度について、北九州市との協定値の超過が判明した事案の後には、事業所におけるリスクアセスメント推進活動やモニタリング、本社におけるトラブル情報の水平展開、各種の教育・研修等といったトラブル未然防止対策を総合的に強化し、近年は、継続してこれらを確実に実施することで、トラブルの発生件数は減少しており、<b>JESCO の 5 箇所</b>の PCB 処理事業所で最も低い水準となっています（北九州市 PCB 処理監視会議に報告した件数：計 56 件）。</p> <p>○ また、JESCO においては、他事業所で発生したトラブルについても北九州事業所への水平展開を実施し、未然防止対策の検討及び対応を実施しています（同監視会議に報告した件数：計 29 件）。</p>
<p>② 長期保全計画や定期点検の結果に基づき、適切な財政措置を講じた上で、設備・機器の更新・補修を確実に行う</p>	<p>○ JESCO において、長期保全計画及び各年度の実施計画に基づき、設備・機器の更新・補修を確実に実施しています。</p>

こと。	○ これに必要な費用については、環境省が JESCO へ国庫補助金を予算措置しており、今後も必要な措置を講じます。
③ 北九州市内の運搬に当たっては、安全性の実績があるトラック輸送や輸送ルートの限定など、これまでの安全対策を堅持すること。	○ JESCO において、受入基準に、先導車を付けなければならないこと、輸送方法や輸送ルートを限定することなどを盛り込み、平成 27 年 4 月から運用しています。引き続き、市内の運搬に当たっては、これまでの安全対策を確実に堅持していきます。
④ 新たに処理対象となる地域から輸送を行う運搬事業者に対し、北九州市内における輸送規制の遵守を周知徹底すること。	○ JESCO において、新たに処理対象となった地域から輸送を行う運搬事業者に対しては、北九州市内において遵守すべき輸送規制に関する説明を、北九州事業所への入門許可時に個別説明（平成 16 年より認定時の業務説明会と合わせて実施）を行うとともに、年 1 回全運搬事業者への全体説明（平成 18 年より実施の PCB 収集運搬事業者業務連絡会）を行っています。併せて、運搬事業者に対する受入基準の遵守状況などを確認する抜き打ち検査を実施しています。今後も、輸送規制の遵守を徹底していきます。
⑤ 安全な輸送路を維持・確保するために必要と認める場合には、財政措置も含め必要な措置を確実に講ずること。	○ 北九州市内の安全な輸送路の維持・確保に必要な費用に対し、環境省から国庫補助金を交付しております。今後も、必要な措置を講じます。
⑥ 地震、津波等の自然災害に関する最新の知見を踏まえ、災害対策の内容を常に見直し、必要に応じて対策を強化すること。	○ 環境省において、台風の発生見込み等災害に係る政府内の最新の情報を把握し、その都度、JESCO に共有しています。 ○ JESCO において、地方の防災計画等災害に係る自治体の最新の情報を把握しながら、これに応じ、災害対策に係る計画を作成し、計画的に防災訓練を行うなど、防火・防災の徹底に取り組んでいます。 また、想定最大震度・津波の最大水位の見直しを含め自然災害に係る最新の科学的知見を踏まえつつ、有識者の助言も得ながら検討を行い、必要に応じて、追加措置を実施していきます。 ○ 万が一、自然災害が発生した場合には、JESCO から北九州市及び環境省その他関係機関への緊急連絡体制を緊急措置手引書において予め整備しており、迅速な被

	害情報の把握及び被害に対する措置について関係機関に情報共有しつつ進める体制を構築しています。
(2) 万が一、PCBの外部漏洩、健康被害等の重大な事故が発生した場合には、その後の操業の是非について本市と協議するとともに、被害等に対しては事業実施者とともに補償を含め必要な措置を迅速に講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、安全対策を講じて安全性の確保を徹底していきます。</li> <li>○ 万が一、事故が発生した場合は、受入条件のとおり適切に対応いたします。</li> </ul>

## 2. 期間内での確実な処理

受 入 条 件	履 行 状 況
(1) 高圧変圧器・コンデンサー等については平成30年度末まで、安定器等・汚染物については令和3年度末までに、かつ、その期間内で一日でも早く処理完了させることを旨として、関係者が総力を挙げて早期に処理を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境省において、期限内に一日でも早く処理完了させるため、平成28年にPCB特別措置法を改正し、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB廃棄物処理基本計画を閣議決定により定め政府一丸となって取り組んでいくこと</li> <li>・計画的処理完了期限より1年前までの処分期間を設けて使用中も含め廃棄・処分を義務付けること</li> <li>・この義務違反に対しては改善命令を行えること（違反には罰則あり）</li> <li>・保管事業者が不明等の場合に都道府県市による行政代執行を行えること等の措置を盛り込みました。</li> </ul> </li> <li>○ 北九州事業地域では、高濃度PCB廃棄物等である変圧器・コンデンサー等の存在が、平成31年1月以降に新規発覚した場合、改善命令を行う時間的余裕がないことから、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1月に新規発覚した事案は、保管事業者に直ちに処理意向を確認し、処理の意向が示されなかった場合及び処理の意向が示されても一定日数内に処分委託契約の締結に至らなかった場合は、行政代執行を実施する</li> <li>・2～3月に新規発覚した事案は、直ちに行政代執行を実施する</li> </ul> </li> </ul> <p>等の考え方について、平成30年11月に北九州事業地域の自治体に通知、12月に自治体への説明会を実施し、自治体においてこれに基づく対応が行われました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ JESCOにおいては、掘り起こし・総ざ</li> </ul>

らいプロジェクトチームを発足させ、北九州事業所営業課に対して人的派遣を含む各種支援を実施することで体制を強化し、保管事業者との処分委託契約の締結促進を図ってきました。

○平成 29 年度末には、処分期間末直前の新規登録数の急増に対し、契約締結に全力で取り組み、契約困難者や直前で手続きが間に合わなかった 45 件を除き全て契約締結しました。

○平成 30 年度は、8 月から、JESCO への入金や収集運搬事業者との契約等を発効条件とする契約書を適用し、早期搬入・処理を滞らせないよう対応しました。

○この結果、北九州事業地域の変圧器・コンデンサー等は、平成 16 年の操業開始からの 15 年間で、約 12,000 事業者の、変圧器 約 3,000 台、コンデンサー 約 59,000 台の計 62,000 台を処理し、平成 31 年 3 月に計画的処理を完了しました。

○安定器・汚染物等については、自治体による掘り起こし調査の進捗等により、処理対象物の量が増加しており、JESCO 北九州事業所における現時点の処理計画、令和 3 年度末までに処理が完了しない可能性が生じています。今後、掘り起こし調査のさらなる進捗等により、処理対象物の量がさらに増加する可能性があります、

- ・安定器の仕分け（非 PCB 安定器の分別、コンデンサー外付け型安定器のコンデンサーの取り外し）
  - ・小型電気機器のうち、塩化ビニルで被覆されているもの（チューブラコンデンサー）を除き、真空加熱分離装置（VTR）での処理
  - ・安定器の分離処理（安定器を、PCB を含むコンデンサー内蔵部と、それ以外のトランス内蔵部に分離し、トランス内蔵部はプラズマ熔融分解以外の処理方法で処理）の検討
- 等の処理促進策を講じています。

○今後も、制度改正などあらゆる措置を講じて、「令和 3 年度末までに、かつ、その期間内で一日でも早く処理完了させるこ

	<p>とを旨として、関係者が総力を挙げて早期に処理を行う」べく全力で地元との約束を果たしてまいります。</p>
<p>(2) 処理施設の技術的・運用上の改善を徹底し、トラブルによる稼働停止等が生じないよう万全を期すこと。</p>	<p>○ JESCO において、リスクの高い作業等に関する対策の検討や、安全意識の向上に関する取組を進めるとともに、特に平成 27 年 10 月に北九州事業所第 2 期施設の排気中ベンゼン濃度について、北九州市との協定値の超過が判明した事案の後には、トラブル未然防止対策を総合的に強化し、近年は、継続してこれらを確実に実施することで、トラブルの発生件数は減少しており、JESCO の 5 箇所 PCB 処理事業所で最も低い水準となっています。</p> <p>○ また、他事業所で発生したトラブル事例・再発防止策の北九州事業所への水平展開を実施し、トラブルの未然防止対策の検討及び対応を実施しています。</p>
<p>(3) 関係者が一体となった連携体制を速やかに構築し、各地域において使用中 PCB 含有機器を含めた未処理機器の把握、事業者に対する確認・指導等の取組を、本市と同程度の水準を確保しつつ計画的に行うとともに、処理促進に必要な仕組みを早急に構築すること。</p>	<p>○ PCB 特別措置法の改正を受け、PCB 廃棄物処理基本計画の変更を平成 28 年 7 月に閣議決定し、関係者の連携体制の構築を含めた以下の取組を推進しています。</p>
<p>① 使用中機器も含めた PCB 含有機器の把握・処理のため、国の関係機関、関係自治体、関係団体等が一体となった連携体制を早急に構築し、十分な実施体制を確保すること。</p>	<p>○ 国（環境省及び経済産業省）、都道府県市、JESCO 及び電気保安等の関係団体から構成される「早期処理関係者連絡会」を設置し、北九州事業地域の連絡会を年 2 回開催しています。</p> <p>○ 環境省において地方環境事務所の体制を強化（専任・兼任の計 20 名体制）し、自治体、産業保安監督部等と連携して実地での取組を強化しています。</p>
<p>② 都道府県市の処理計画改訂において早期かつ計画的な処理期間を設定し、未処理機器の把握や処理の取組が早期かつ計画的に進められるよう必要な指導を行うとともに、広域調整協議会等を活用して取組みの進捗管理を行い、取組みが十分でない認められる場合には、行政的なテコ入れを行うなど厳しい態度で臨むこと。</p>	<p>○ 都道府県市の取組状況を定期的に把握し、進捗が芳しくない場合には、関係都道府県市等と連携の上、原因を分析し、必要な対策を講じます。具体的には以下の取組により実施状況のフォローアップを行ってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①の連絡会や広域調整協議会において、北九州事業地域の各県市の掘り起こし調査の実施状況を報告し合い必要な取組の推進を呼びかけること</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回程度の調査により各県市の進捗率を定量的に把握すること</li> <li>・地方環境事務所に各県市担当を配置し、日常的に情報交換を行い、進捗状況を密に共有すること</li> </ul>
<p>③ 未処理機器を有している可能性のある事業者に対して幅広くかつ継続的な調査・周知等が適切に行われるよう、そのための支援に必要な予算を確保するとともに、きめ細やかな相談に応じるための窓口の設定などの丁寧な運用を確保すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県市が行う掘り起こし調査の効率化、早期完了に向けて、環境省において以下の取組を実施しました。</li> <li>・地方環境事務所職員による情報共有、課題整理及び合同での調査の実施</li> <li>・PCB全般に関する相談窓口の設置</li> <li>・都道府県市が実施する掘り起こし調査、説明回実施等に係る専門家派遣</li> <li>・掘り起こし調査マニュアルの改訂、掘り起こし事例集の策定 等</li> <li>○ また、変圧器・コンデンサー等について、処分期間後の平成30年度は、北九州事業地域において、県市による代執行に係る書類作成や現地確認等への支援を実施しました。</li> </ul>
<p>④ 関係機関との連携や様々なメディア媒体の積極的な活用により、PCB処理の重要性等に関する国民全体への必要な周知を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境省において、以下の周知・広報を行っており、今後さらに効果的な方法を検討し、関係機関と連携しながら、国民への周知・広報を行っていきます。</li> <li>・関係省庁から、業界団体1,100団体に対して、高濃度PCB廃棄物の処分期間内の早期処理に関する周知徹底について、文書を発出</li> <li>・パンフレット約29万部、チラシ40万部（A4表裏）及びポスター約4万部（A2表）の作成、都道府県市、関係省庁及び関係業界団体による共同配布・掲示</li> <li>・「PCB早期処理情報サイト」の運営</li> <li>・全国紙（日経新聞）突き出し広告、業界紙（日刊工業新聞）及び地方紙（中国・四国・九州地方）全段広告</li> <li>・政府広報テレビ番組、地方テレビ番組、地方ラジオニュース、テレビCM</li> <li>・経済産業省と連携した事業者向け説明会を全国各地で実施 等</li> </ul>
<p>⑤ 迅速な処理に向けて、中間貯蔵・環境安全事業株式会社における未登録機器を含む未処理機器保有事業者への積極的な営業をはじめとする運用強化、分割払い等処理料金を支払いやすくする制度の充実を速やかに行い、必要に応じて料金値上げをはじめとする対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各県市、JESCO北九州事業所及び地方環境事務所が連携し、「未処理事業者一覧表」を作成し、これを基に定期的に進捗管理の打合せを行うことで、必要に応じて、合同で保管事業者への訪問、指導等を実施しています。</li> <li>○ 分割払い制度については、対象金額の上限を100万円から300万円に引き上げ、</li> </ul>

<p>強化を確実に行うこと。</p>	<p>分割回数も 12 回から 36 回まで選択可能とし、より使いやすい制度に拡充しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 29 年度から日本政策金融公庫による低利融資制度が開始され、事業者への積極的な活用を周知しています。</li> <li>○ なお、料金値上げについては、PCB 廃棄物処理基本計画が変更され、該当部分が削除されたことから、行わないことといたしました。</li> </ul>
<p>⑥ その他、新たな処理地域からの円滑な搬入のための調整に係る措置など、PCB 廃棄物が適正かつ早期に処理されるために必要な措置を迅速に講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境省として、新たな処理地域からの搬入に当たって、広域的な見地及び計画的な処理の確保に係る見地から、都道府県市間及び都道府県市と JESCO 間の必要な連絡調整を、広域調整協議会等を活用するなどして、実施しています。今後も必要な調整を実施していきます。</li> </ul>
<p>⑦ 事業終了後に速やかに解体・撤去を行えるよう必要な財政措置を講じるとともに、解体・撤去の時期、方法等について十分な時間的余裕を持って事前に協議を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境省において、JESCO の処理施設の PCB 除去及び土地の原状回復を行うための資金を積み立てるための予算として、平成 30 年度までに 155 億円を措置しました。今後も必要な措置を講じていきます。</li> <li>○ 施設の解体・撤去については、十分な時間的余裕を持って北九州市と協議することとしています。</li> <li>○ 北九州事業所第 1 期施設については、平成 30 年度で営業物処理を終え、平成 31 年度以降、安全第一で解体・撤去を進めています。</li> <li>○ 世界に類を見ない大規模な高濃度 PCB 廃棄物処理施設の解体撤去を安全かつ確実にを行うため、これまでの施設の維持管理の経験、知見を基礎にしつつ、学識者の助言・指導を得てまとめた解体撤去マニュアルに沿って行うこととしています。</li> <li>○ より安全かつ円滑に実施するため、第 1 段階として、一部の設備を対象に先行的に PCB の除去や解体撤去を行い（先行工事）、手法・技術の安全性、有効性、作業性を確認した上で、第 2 段階として、解体撤去の本工事に着手する計画としています。令和元年 6 月から先行工事による手法・技術の確認を開始したところです。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 監視会議へも随時報告するとともに、地域住民の皆様方のご理解を深めていただけるよう、「事業だより」や情報公開ルームの活用等を通じて、きめ細やかに情報発信を行いながら進めてまいります。</li> </ul>
(4) 如何なる理由があろうと、処理期間の再延長はないこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制度改正などあらゆる措置を講じて、「令和3年度末までに、かつ、その期間内で一日でも早く処理完了させることを旨として、関係者が総力を挙げて早期に処理を行う」べく全力で地元との約束を果たしてまいります。</li> </ul>

### 3. 地域の理解

受 入 条 件	履 行 状 況
(1) 本事業に係る安全性及び期限内処理に係る地域への積極的な情報公開のための機会の付与、地域への即応的な連絡体制など更なるリスクコミュニケーションの徹底を図るとともに、地域との積極的かつ継続的な交流を行うなど、必要な取組みを確実に実施すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境省において、JESCO や市とも連携しながら、引き続き市民の皆様にご理解を直接御説明してまいります（平成27年1月19日、平成28年1月21日、平成29年1月25日、平成30年1月25日及び平成31年2月27日実施）。</li> <li>○ JESCO において、地域住民の方を対象とした施設見学や「北九州 PCB 廃棄物処理事業だより」（平成28年9月以降は年2回）を発行し、情報発信のための機会を積極的に設けるとともに、地域行事への参加・協力など自治会をはじめとする地元地域との交流の活性化を図っています。今後も市民の皆様のご理解をいただけるよう、これらの取組を継続していきます。</li> </ul>
(2) 本事業の実施に当たっては、地元企業、人材を最大限活用した地域密着型の事業とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ JESCO において、地元企業である北九州環境プラントサービス株式会社に運転作業を委託しています。今後もこれを継続していきます。</li> <li>○ また、工事・修理点検等についても、市内企業を活用して事業を進めています。</li> </ul>
(3) 本事業が地元の理解と協力の下に成り立っていることを国及び処理対象地域の自治体が的確に認識し、その理解・協力を促すための取組みを積極的に推進すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境省より都道府県市に対し、PCB 廃棄物処理施設の設置自治体の重要な貢献を認識し、できる限りの協力を行うよう要請しています。今後も、2. (3) ①の連絡会、広域調整協議会及び自治体訪問等を通じて、機会あるごとに要請していきます。</li> </ul>

<p>(4) 本市の技術、人材、ノウハウ、仕組み等を国として積極的に評価し、他地域への水平展開を図るとともに、世界の有害物質のリスク管理にも貢献するための取組みを推進すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ JESCO 北九州事業所において、地元の技術人材をベースに先駆的に PCB 廃棄物処理を実施してきたことを踏まえ、その技術、ノウハウ等を他の事業所へ水平展開しています。</li> <li>○ 未処理機器の掘り起こし調査について、先駆的な取組みを行っている北九州市のノウハウを環境省の掘り起こし調査マニュアルに盛り込み、水平展開を行っています。今後も様々な機会を活用し、他地域への展開を図っていきます。</li> </ul>
<p>(5) 本市の環境未来都市としての取組みが更に発展・展開するよう密接な連携を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従来から、北九州市、市内研究機関、事業者等と連携し、様々な取組を進めているところであり、例えば、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における都市機能の集約及びレジリエンス強化を両立するモデル構築事業</li> <li>・アジアの低炭素社会実現や大気汚染防止のための都市間連携に係る調査等の委託・請負業務</li> <li>・環境教育に関する国際シンポジウム</li> <li>・「次世代国際資源循環・リサイクル拠点」形成に向けた二次電池リサイクルの事業化可能性調査事業</li> <li>・収集運搬及び建廃リサイクルのデータ共有・マッチング等を通じた低炭素化モデル事業等</li> </ul> </li> <li>○ 今後、北九州市の環境未来都市の発展・展開に向け、密接な連携を図っていきます。</li> </ul>

#### 4. 取組みの確実性の担保

受 入 条 件	履 行 状 況
<p>(1) 安全対策、処理促進策等の各種施策について、その運用方法や実施状況、及び更なる対策の必要性等について、本市との定期的な協議の場を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 26 年 4 月以降、北九州市と緊密に協議を実施しています。今後も引き続き、きめ細かい協議を継続していきます。</li> </ul>
<p>(2) 国全体及び北九州 PCB 処理事業について、平成 30 年度を目途に、中間総括を行い、本市に報告するとともに、その結果に基づき、必要な措置を検討・実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 30 年度末時点で中間総括を行い、北九州市に報告しました。その結果に基づき、必要な措置を検討・実施していきます。</li> </ul>

<p>(3) 本市が本事業に係る処理の安全性の確保や早期処理等を推進するため必要な措置を講じる場合には、その施策に積極的に協力すること。</p>	<p>○ 北九州市と二人三脚で、PCB 廃棄物の安全かつ早期の処理完了を実現するため、市の施策に積極的に協力していきます。</p>
--	---